

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

三木市長 仲田 一彦

市町村名 (市町村コード)	兵庫県三木市 ( 28215 )
地域名 (地域内農業集落名)	志染町 ( 窟屋 )
協議の結果を取りまとめた年月日	令和6年4月6日、令和6年6月22日 (第1~2回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

### (1) 地域農業の現状及び課題

・水稲は、山田錦、キヌヒカリ、ヒノヒカリを栽培し、全農家が窟屋営農組合の構成員である。  
 ・一部の農家が、黒大豆や野菜生産に取り組み、JA兵庫みらいや農産物直売所に販売している。また、「金水ぶどう」ブランドで、ぶどうを生産し、直売を行っている。  
 ・窟屋営農組合では、地区内や周辺地区の水稲栽培において、耕耘、田植え、収穫の基幹3作業に加え、地区内の経営受託を行っている。また、窟屋ライスセンターでは、乾燥調製作業を行っている。  
 ・意向調査に回答した48名の内、28名(58%)が65歳以上と高齢化が進みつつある。  
 ・意向調査結果では、9名が「規模縮小・離農意向」を持っている。また、23名が「後継者の目途なし」と回答しており、今後、空き農地が発生することが予想されており、将来の地域農業のあり方や農地利用についての検討が必要になっている。

### (2) 地域における農業の将来の在り方

・水稲栽培は、引き続き、酒米「山田錦」を主要品種としつつ、食用米(小粒)品種はキヌヒカリ、ヒノヒカリとする。また、黒大豆や野菜、ぶどう栽培も後継者を育成し、地域特産物の生産を継続する。  
 ・今後、家族労働力の確保や機械更新が困難になり営農ができなくなった農家に対し、窟屋営農組合による作業受託や経営受託への移行を基本とした、農地利用をすすめる。また、営農組合が経営受託する場合のルール作りも検討する。  
 ・地区内の農業後継者に対し、大型特殊免許、フォークリフト、けん引の取得をすすめるとともに、機械作業にも慣れてもらいながら、営農組合のオペレーターとして将来の担い手を育成する。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

### (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	51.20 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	51.20 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

### (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
農業委員、農地利用最適化推進員と調整し、担い手を中心に農地バンクを通じた集積・集約化を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
中間管理制度を地区農家に周知を行いながら、現在の利用権設定や規模縮小・離農に伴う権利設定は中間管理事業を活用するよう誘導する。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業は実施済みである。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
窟屋集落において、新規就農者等就農を希望する者がある場合は、地域の貴重な担い手として受け入れできるルールを作り、三木市や加西農業改良普及センター、JA兵庫みらいとも連携し、多様な担い手育成確保に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
窟屋営農組合は、サービス事業体として、個別農家の経営や地域農業を支えており、引き続き、オペレーターを育成・確保し組合による作業受委託を進める。 また、良質な山田錦生産に欠かせない病害虫の仕上げ防除については、JA兵庫みらいに委託する。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input checked="" type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携等	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域による鳥獣被害対策の集落点検マップ(侵入防止柵や檻の設置状況、放置果樹や目撃・被害発生場所等)づくりや、連絡網の整備や新たな捕獲人材を募集し、地域で育成していく。
- ③今後、営農組合の機械更新の際には、オペレーターの作業負担軽減や新規オペレーターの確保、作業の省力化を図るため、スマート機器の導入を進める。また、水管理の省力化を図るため、自動給水栓の導入も検討する。
- ⑦多面的機能支払交付金等の活用により、農地、水路、法面等の保全を進め、継続的な農業生産や快適な住環境づくりに取り組む。